

人権に関する基本方針

当社は、企業活動のあらゆる場面において人権を尊重することで、持続可能な社会の発展に貢献します。

その考え方を「人権に関する基本方針」として定め、これを遵守いたします。

1. 強制労働の禁止

強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買によって得られた労働力を用いませ
ん。従業員が自由意思に基づいて就労し、雇用を自ら終了する権利を尊重します。

2. 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

最低就労年齢に満たない児童を雇用せず、就労させません。また、18歳未満の若年従業員を健
康・安全・道徳が損なわれる恐れのある業務には従事させません。

3. 労働時間

国際的な基準を考慮した上で、従業員の労働時間（超過勤務・休日を含む）を適切に管理すると
ともに、過重労働による心身の健康障害の発生防止に努めます。

4. 適切な賃金

最低賃金、法定給付・控除、時間外労働等に関する法令要件を遵守した給与規程を定め、従業
員に賃金を直接支給します。不当な賃金の減額を行いません。

5. 非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い、なら
びにそのような可能性のある行為を行いません。また、組織としての予防対策を実施します。

6. 差別の排除

従業員の雇用において、人種・国籍・民族・性別・性的志向・性自認・障がいの有無・年齢・宗教
などに基づく差別は行いません。

7. 結社の自由、団体交渉権

従業員個人の意思に基づいて労働組合を結成する権利、および参加・不参加を選択する権利を
尊重し、効果的な団体交渉権の行使を容認します。会社はその代表者との建設的な対話を通じ、
誠意をもって交渉にあたります。

2023年4月1日

株式会社システックキョーワ
代表取締役社長 井上 泰輔